

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	山形県小国町

小国町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興課
所在地 山形県西置賜郡小国町大字
小国小坂町二丁目 70 番地
電話番号 0238-62-2408
FAX 番号 0238-62-5464
メールアドレス nourin@town.oguni.yamagata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス(ハシブトガラス・ハシボソガラス)、カワウ
計画期間	7年度～9年度
対象地域	小国町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目(内容)	被害金額、面積
ニホンザル	水稻、豆类、果樹、野菜、いも類の食害	1,235 千円
		194 ㊦
ツキノワグマ	水稻、豆类、雑穀、果樹、野菜の食害 (その他、スギ造林木の皮剥ぎ)	346 千円
		150 ㊦
イノシシ	水稻、雑穀、野菜、いも類の食害 (その他、農地及びワラビ園地の掘起し)	895 千円
		116 ㊦
ニホンジカ	山林草木等の食害	—
カラス	雑穀、野菜、飼料の食害	—
カワウ	内水面魚(アユ)の食害	—
計		2,476 千円
		460 ㊦

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザル</p> <p>(被害発生場所)</p> <p>町中心部でも目撃されるようになり町内全域で農作物被害が発生している。</p> <p>(被害の発生時期)</p> <p>被害の多くは畑作開始の春先から秋の収穫期に集中し冬季の農作物被害はほとんど無い。</p> <p>(生息状況)</p> <p>町猟友会による生息調査により町土の94%を占める山林69,380ha内に31群、995頭ほどの生息が推計される。近年その状況に大きな変化はない。</p> <p>(被害の傾向)</p> <p>近年は全町域で被害が発生しているものの被害防止活動の住民理解や電気柵の普及及び有害捕獲活動の年間を通じた継続実施により被害面積及び被害額</p>
--

とも減少傾向にある。

ツキノワグマ

(被害発生場所)

集落に隣接して経営される栗栽培園地や集落内の柿栽培地に被害が集中する傾向にある。加えて近年は、山間地で栽培される水稻及びソバ、大豆の転作地で被害が発生する状況にある。

また、居住地周辺の里山では杉造林木の皮剥ぎによる被害が甚大な状況にある。

(被害の発生時期)

被害の多くは秋の収穫期に集中し冬季の農作物被害はほとんど無い。

(生息状況)

令和5年度の県による生息状況調査によれば町土の94%を占める山林69,380ha内に成獣415頭、幼獣17頭の計432頭の生息が推計されている。

(被害の傾向)

近年は全町域で被害が発生しているものの緊急の有害捕獲活動の実施や電気柵の普及等により農作物被害面積及び被害額とも拡大には至っていない。

イノシシ

(被害発生場所)

町内全域に出没し農地等の掘り起こしが確認されている。令和2年に中山間地で栽培される水稻の食害が被害額として初めて算出され、以降ソバの転作地にも被害が拡大している状況にある。また、ワラビの栽培林地や山間部の転作ワラビ栽培地に被害が発生している。

(被害の発生時期)

被害の多くは秋の収穫期に集中し冬季の農作物被害はほとんど無い。

農地等の掘り起こし被害は春の消雪後から降雪までの期間発生している。

(生息状況)

平成25年3月に1頭が目撃され以降生息数は確実に増加している状況にある。生息域は町内全域に拡大している。

(被害の傾向)

中山間地の水稻及びソバの食害が拡大傾向にある。山間部においては農作物被害に加え水田畦畔や農道の掘り起こし被害対応に苦慮している状況がある。また、ワラビ栽培地の掘り起こしが町内全域に拡大しており改植する園地も発生している状況がある。

ニホンジカ

農作物被害は未だ発生していない。

平成24年10月に1頭が目撃され以降生息数は確実に増加している状況にある。令和3年度のドローンによる赤外線調査により市野沢集落に隣接する山林内で3頭の生息が確認されている。令和5年度においては公道上で3頭が目撃情報が寄せられており生息域は町内全域に拡大していると推測される。

今後、山地被害や農地への侵入による農作物及び農業関連施設の被害発生が

危惧される状況にある。

カラス

町内全域で農作物被害が発生している。生息数が増加しており今後も被害の拡大が懸念される状況にある。畑作被害は夏季に集中し特にソバ播種直後の転作田で食害が発生している。また、通気のため開放した牛舎に侵入する被害が確認されている。

カワウ

町内全域の河川沿いに生息している。生息数は増加傾向にあるものと推測される。被害の多くは夏季に集中している。特に横川ダム周辺にコロニーを形成し漁業協同組合が放流する鮎等の魚類被害が毎年発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (5年度)	目標値 (9年度)
ニホンザル	被害金額	1,235 千円	1,200 千円
	被害面積	194 アール	190 アール
ツキノワグマ	被害金額	346 千円	340 千円
	被害面積	150 アール	140 アール
イノシシ	被害金額	895 千円	880 千円
	被害面積	116 アール	110 アール
ニホンジカ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— アール	— アール
カラス	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— アール	— アール
カワウ	被害金額	— 千円	— 千円
	被害面積	— アール	— アール
計	被害金額	2,476 千円	2,420 千円
	被害面積	460 アール	440 アール

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小国町猟友会員全員が小国町鳥獣被害対策実施隊員の委嘱を受け、地域担当制の8班体制により年間を通じ捕獲、防除活動に従事した。 ・カラスの効率的な捕獲活動を目指し、令和6年度に大型の箱わな1基を整備した。 ・平成28年に小玉川地区に整備した食肉処理施設を通じて、マタギ文化の存続と一部クマ肉の食肉利用が図られている。 ・捕獲従事者の確保のため、銃器、わな免許取得への助成を行った。 ・捕獲従事者の負担の軽減と安全を確保するため、センサーカメラ5基を導入しその運用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機動的な捕獲体制の維持に向けた支援のあり方の検討 ・夏季間のくくりわな及び箱わな活用による捕獲技術の向上 ・冬期間のイノシシ集中捕獲の強化に向けた支援のあり方の検討 ・サル駆除における冬季間のライフル使用の検討 ・担い手の確保 (猟友会員の高齢化と減少) ・6年度に導入したセンサーカメラの効率的な運用
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者が行う電気柵設置作業に補助し普及啓発に努めた。 ・町特定鳥獣被害防止対策協議会で追払用花火を一般家庭に配布し、住民によるサルの追払活動を実施した ・鳥獣被害対策実施隊によるサルの追上げ、追払い活動を春季と秋季に町内全域で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な電気柵の需要に対応する補助事業の継続と財源の確保 ・水田畦畔復旧支援と併せた電気柵の普及拡大の検討 ・クリ園地電気柵の普及啓蒙 ・実施隊防除活動の継続に向けた更なる住民理解と協力 ・集落ぐるみで設置する広域電気柵普及に向けた適地の選定
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除活動の中で、柿等の果樹の早期収穫と放任果樹類の除去等について指導を行うとともに令和6年度に不要果樹の伐採経費支援制度を創設し2集落で環境整備を行った。 ・令和3年度より継続して実施している緩衝帯整備については県の補助事業を活用して令和4, 5, 6年の3力年合計で2集落、面積6.97haを整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センサーカメラの運用による年間を通じた集落内監視の効率化 ・緩衝帯整備継続に向けた適地の選定と普及啓蒙 ・不要果樹伐採経費支援制度活用の拡大に向けた普及啓蒙と財源確保 ・森林管理制度を活用した里山環境の適正な保全の検討

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・町特定鳥獣被害防止対策協議会を支援し有害鳥獣の捕獲活動及び被害防除活動を推進する。 ・実施隊8班体制を維持し地区農業委員との情報共有と連携により機動的な防除、捕獲体制を構築する。 ・電気柵による農作物被害の軽減効果が実証されていることから、補助事業を拡充して更なる普及に努める。 ・銃器・わな免許取得に対する支援事業を拡充して捕獲従事者の確保に努める。 ・補助事業の活用により継続して緩衝帯の整備の普及に努める。 ・不要果樹伐採経費支援制度活用による集落環境の整備を推進する。 ・効率的な捕獲、管理体制の構築のためセンサーカメラの運用に併せGIS等先端技術の活用に向けた検討をする。 ・一般町民を対象にした野生鳥獣被害対策研修会を開催して被害防除活動及び防除対策の町民理解に努める。
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査を行い、地域ごとに群れの行動態様を把握する。 ・箱わな活用による捕獲の効率化を図るため技術研修会等を計画する。 ・実施隊による追上げ、追払い活動を実施する。 ・電気止め刺しを活用し、民家付近でのわな捕獲による安全な捕殺を行う。 ・機動的な動きを確保するため、年間を通して有害捕獲活動を実施する。
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・入山時における注意事項の住民への周知を徹底する。 ・山形県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲作業により、奥山への追い上げ作業を実施する。 ・マタギ文化の地域伝承活動を支援し、個体数調整捕獲活動の町民理解に努める。
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわな、箱わなを活用し効率的な捕獲を行う。 ・機動的な動きを確保するため、年間を通して有害捕獲活動を実施する。
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の整理や、生息状況調査を実施し被害の未然防止に努める。 ・農業被害、特に水稲、水田被害の未然防止を図るため、年間を通し有害捕獲活動を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するため

に必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟免許を持つ小国町猟友会員の全員が町鳥獣被害対策実施隊員の委嘱を受け年間を通じ捕獲活動に従事する。

実施隊は地域担当制の8班体制により、銃器、わな及び電気止め刺しを用いて安全で効率的な捕獲を実施する。また、猟友会員の高齢化等に対応するため、町単独事業で銃器・わな免許取得にかかる費用助成を行い従事者数の確保を図る。

なお、対象鳥獣の捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃を所持して捕獲等を実施する必要がある。また、クマ、イノシシ、ニホンジカ等の大型獣の捕獲に際しては捕獲者の安全を確保する上でライフル銃所持者の同行が必須となる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・捕獲技術研修を行うとともに、銃器・わな免許取得費用助成事業を実施し担い手の確保を図る。
8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・捕獲技術研修を行うとともに、銃器・わな免許取得費用助成事業を実施し担い手の確保を図る。
9年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・捕獲技術研修を行うとともに、銃器・わな免許取得費用助成事業を実施し担い手の確保を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>山形県が定める鳥獣保護管理計画及び各鳥獣の管理計画に基づき、生息状況を勘案し、目撃情報や被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本とし、安全かつ効果的に捕獲できる捕獲数を設定する。</p> <p>(ニホンザル) 小国町ニホンザル有害捕獲実施計画に基づく。</p> <p>(ツキノワグマ) 山形県ツキノワグマ管理計画に基づく。</p>
--

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
ニホンザル	小国町ニホンザル有害捕獲実施計画に基づく 230頭	小国町ニホンザル有害捕獲実施計画に基づく 230頭	小国町ニホンザル有害捕獲実施計画に基づく 230頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による。	山形県ツキノワグマ管理計画による。	山形県ツキノワグマ管理計画による。
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
カラス	100羽	100羽	100羽
カワウ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>ニホンザル 銃器及び箱わなにより、年間を通じて主に中山間部で捕獲を実施する。</p> <p>ツキノワグマ 春季の個体数調整捕獲を銃器、緊急の有害捕獲については銃器及び箱わなにより実施する。特に春季捕獲は、周囲の見通しが利き、安全確保が図られることから、山中において捕獲と併せ追い上げ作業も行う。</p> <p>イノシシ 銃器、箱わな及びくくりわなを使用して、年間を通じて主に山中や中山間部で捕獲を実施する。</p> <p>ニホンジカ 銃器により年間を通じて主に山中や山間部で捕獲を実施する。</p> <p>カラス 銃器及び箱わなにより夏季から秋季にかけて主に中山間部で実施する。</p>
--

カワウ

銃器により夏季間に横川ダム湖周辺等の河川沿いで実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は散弾銃に比べて、射程距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動するツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。ただし、鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃を用いた捕獲は、主に落葉後の山中、または、安全が確保される山などのバックヤードがある場所での捕獲が望ましいことから、適切な時期と場所を考慮して捕獲を実施する。特定ライフル銃については、ライフル銃に準じ銃の性能に適合した範囲内で安全が確保される環境下において、特定ライフル銃によるニホンザルの捕獲を実施する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	被害状況を踏まえ整備を検討する	被害状況を踏まえ整備を検討する	被害状況を踏まえ整備を検討する

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局が安全管理の指導に当たる。春季と秋季に行う被害防除活動の中で電気柵の管理状況について現地指導を実施する。 ・町実施隊が春季と秋季に町内全域でニホンザルの追上げ・追払い活動を実施する。 ・クマ春季個体数調整捕獲時に山中において追い上げ作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局が安全管理の指導に当たる。春季と秋季に行う被害防除活動の中で電気柵の管理状況について現地指導を実施する。 ・町実施隊が春季と秋季に町内全域でニホンザルの追上げ・追払い活動を実施する。 ・クマ春季個体数調整捕獲時に山中において追い上げ作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局が安全管理の指導に当たる。春季と秋季に行う被害防除活動の中で電気柵の管理状況について現地指導を実施する。 ・町実施隊が春季と秋季に町内全域でニホンザルの追上げ・追払い活動を実施する。 ・クマ春季個体数調整捕獲時に山中において追い上げ作業を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より取り組んでいる緩衝帯の整備について、里山の保全の観点から県の単独補助事業を活用し継続して整備を推進する。 ○緩衝帯の設置 6年度からの継続地区1カ所 ・令和6年度に創設した小国町不要果樹伐採経費支援制度を活用し集落環境の整備を推進する。 ○放任果樹等の伐採 5集落 ・鳥獣被害アドバイザー等による野生鳥獣被害防止対策について一般町民向けの研修会を開催し知識の普及に努める。
8年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取り組み内容、手法の検証により、継続事業の効果的な事業展開を図る。また、新たな取り組みの必要性について検討を進める。 ・継続事業の推進 ○緩衝帯の設置 新規地区1カ所

		○放任果樹等の伐採 5集落
9年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	・前年度の取り組み内容、手法の検証により、継続事業の効果的な事業展開を図る。また、新たな取り組みの必要性について検討を進める。 ・継続事業の推進 ○緩衝帯の設置 8年度からの継続地区1カ所 ○放任果樹等の伐採 5集落

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

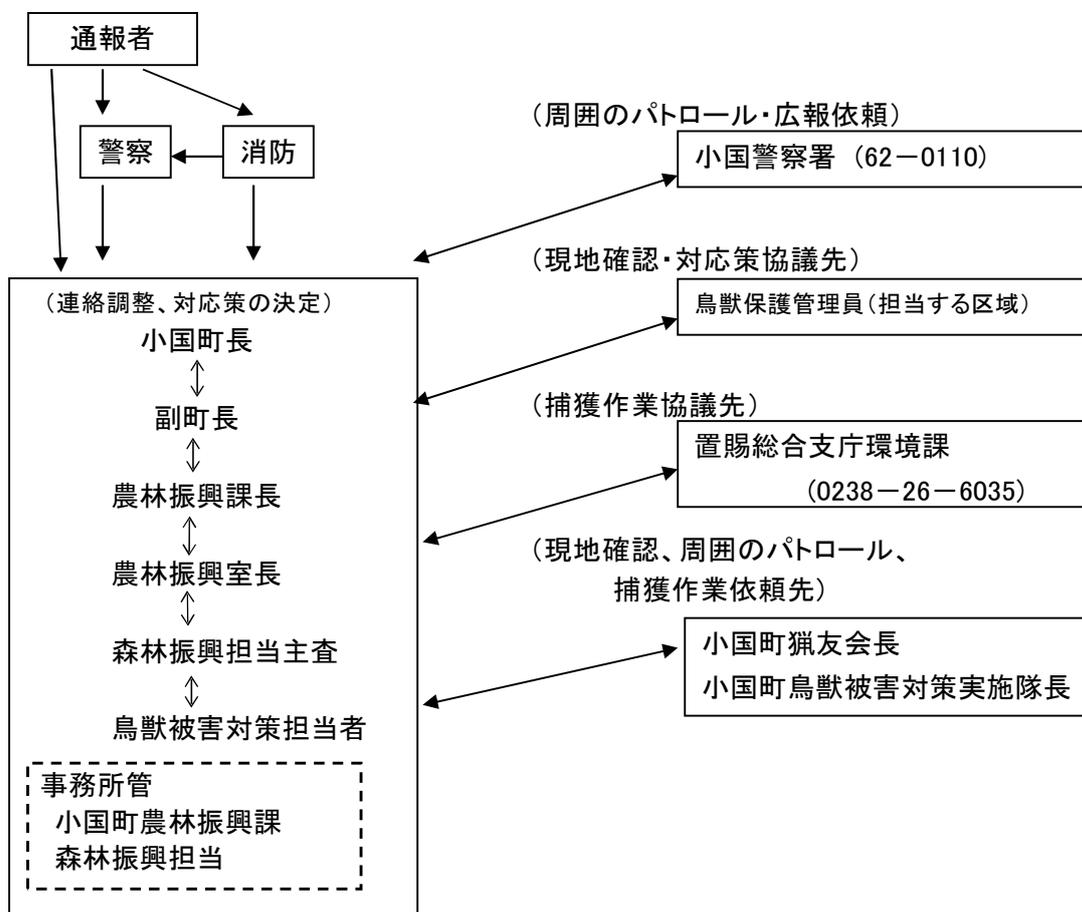
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小国町	現地確認、関係機関との連絡調整、対応策の決定
小国町鳥獣被害対策実施隊 小国町猟友会	現地確認、周囲パトロール、対応策実施
小国町漁業協同組合	河川環境の保全見回り
置賜総合支庁環境課	対応策等の助言・指導、捕獲許可
小国警察署	銃器の適正な使用に関する助言・指導等、周囲パトロール、広報
鳥獣保護管理員	現地確認、対応策等への助言・指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル : 捕獲現場での埋設による処分
 ツキノワグマ : 自家消費又は捕獲現場での埋設による処分。
 食肉処理施設へ搬入による食肉流通。
 イノシシ : 自家消費又は捕獲現場での埋設による処分
 ニホンジカ : 自家消費又は捕獲現場での埋設による処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・
ペットフード	・
皮革	・毛皮製作の伝統はあるが需要が少なく技術の継承が途絶えている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	・クマ爪等を加工したキーホルダー等が民芸品として「道の駅」等で販売されている。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小国町特定鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小国町農林振興課 (鳥獣被害対策実施隊事務局)	鳥獣及び被害状況の情報提供並びに生息状況調査、追払い、追上げ及び捕獲の実施
置賜総合支庁農業振興課	効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
置賜総合支庁環境課	効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
置賜総合支庁森林整備課	効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等
JA山形おきたま小国支店	鳥獣及び被害状況等の情報提供
小国町森林組合	鳥獣及び被害状況等の情報提供
小国町農業振興組合連絡会	鳥獣及び被害状況等の情報提供
鳥獣保護管理員	効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導
小国町猟友会	鳥獣及び被害状況の情報提供並びに生息状況調査、追払い及び捕獲の実施

地区代表	鳥獣及び被害状況の情報提供並びに生息状況調査、追払い及び捕獲の実施
------	-----------------------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
小国警察署	銃器の適正な使用に関する助言・指導等、周囲パトロール、広報
置賜森林管理署	森林被害防除指導
小国町漁業協同組合	河川環境の保全見回り

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊が行う被害防止施策 鳥獣及び被害状況の情報提供並びに生息状況調査、追払い、追上げ及び捕獲の実施。 ・組織体制 名称 小国町鳥獣被害対策実施隊 設置年月日（隊員委嘱年月日）H26.10.1 隊長（農林振興課長） 1名 副隊長（小国町猟友会長） 1名 事務局付隊員（小国町猟友会副会長） 2名 （猟友会1班長～8班長） 8名 隊員（小国町猟友会員） 77名 事務局員（農林振興課職員） 4名 計93名（令和7年1月末現在） 	
--	--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認められる場合はその設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多数な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟技術研修会や安全講習会を主催する小国町猟友会事業を支援し捕獲従事者の資質の向上を図るとともに、小国町新規狩猟者等支援制度を継続しまた拡充して人材の育成に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・山形県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と連携した捕獲の取り組みにより効果的な事業の推進に努める。
- ・被害防止計画に関しては、関係機関との連携を図るとともに、対策における安全性を考慮しながら実施していく。
- ・本計画については、適時見直しを行い、変更を行うものとする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。